銀行振込みによる公売保証金の提供についての注意事項

銀行振込みによって公売保証金の提供を行う場合は、以下の事項にご留意ください。

１　公売保証金の振込み

公売保証金の振込みは、公売の入札者でなければできません。

公売保証金の振込みと公売の入札者が異なる場合は、入札は無効となります。

２　公売保証金の提供期限

公売保証金は、公売保証金の提供期限までに下記口座に入金済みとなることが必要です。

なお、振込手数料は、入札者の負担となります。

また、公売保証金は振込後、その取消し又は変更はできませんのでご注意ください。

３　振込金受領書の提出

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に、金融機関から交付された「振込金受領書（原本）」等を貼り付けて提出してください。

４　最高価申込者とならなかった場合の公売保証金の返還方法

開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金を「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座へ、振込みにより返還します。

５　公売保証金の振込先

金融機関	三菱ＵＦＪ銀行　名古屋営業部
預金の種類	普通預金
口座番号	１４９９４８３
名　義　人	名古屋国税局（ナゴヤコクゼイキョク）

※　振込人氏名の前に売却区分番号を記載してください。

（例）　〇〇〇－〇　国税　太郎